第４章　重点区域の位置及び区域

１．歴史的風致の分布

本市の歴史的風致の成り立ちは、 高知県から徳島県に流れる一級河川「吉野川（よしのがわ）」や、それを支えるいくつもの支流から周辺の自然とともに形成されている。

吉野川中流域の急峻な渓谷に位置する「祖谷（いや）」や「大歩危小歩危（おおぼけこぼけ）」は、平家伝説（へいけ）や妖怪伝説が残る秘境の地である。こうした地では、独自の文化が生まれ山村集落が形成されており今日まで受け継がれ、癒しと温もりを感じさせる歴史的風致が形成されている。

本市の中心市街地である「池田町（いけだちょう）」や「井川町（いかわちょう）」は、香川県や愛媛県との交通の要衝地であったことから藩政時代より「郷町（ごうまち）」として流通商品の取り扱いを独占的に保証されてきた町であり、今でもその面影が残る町並みは市民にとって愛着のある歴史的風致を形成している。

吉野川の支流である祖谷川を有する祖谷地域から、吉野川と合流した大歩危小歩危の山城地域、そして広大な平野を有する池田町、井川町、三野町（みのちょう）へと流域ごとに移り変わる景観と同様に、人々の生業、祭礼、町並みの成り立ちが変化し、周辺の自然と一体となっている。

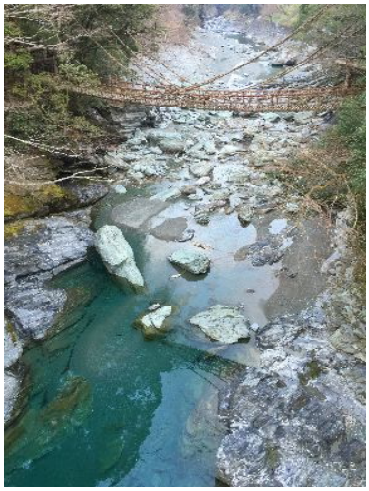

吉野川の支流「祖谷川」

池田町佐野の「馬路川」

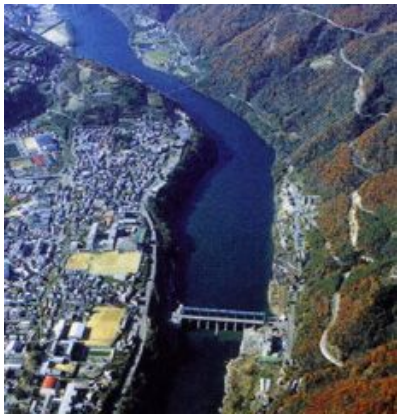

郷町を支えた「吉野川」

■歴史的風致の分布

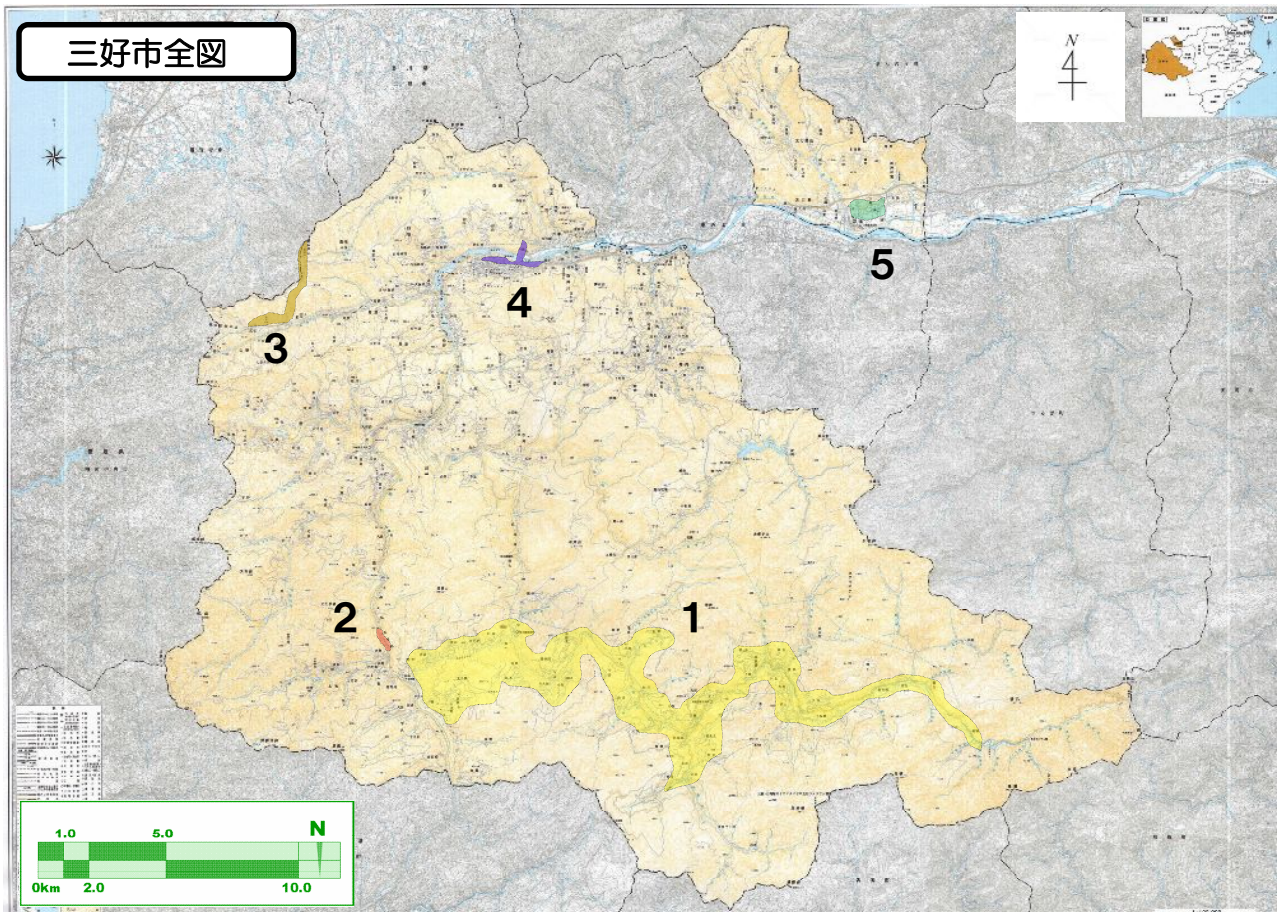

1．吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（祖谷）
2．吉野川上流域に残る歴史的風致（大歩危小歩危）
3．吉野川支流馬路（うまじ）川流域に残る歴史的風致（池田町佐野（さの））
4．吉野川中流域に残る歴史的風致（池田町及び井川町）
5．吉野川支流河内谷（こうちだに）川流域に残る歴史的風致（三野町）

２．重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的関係性に基づく一体性をもって良好な環境を形成している範囲である。第２期計画では、第１期計画において実施された施策によって、新しく歴史的価値を見出し良好な環境が形成された地区も範囲とする。また重点区域とした範囲は、更なる歴史的風致の維持及び向上を図るための施策が必要な範囲とする。重点区域は次のとおり。

①山村集落の原風景を残す祖谷地域である「吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（祖谷）」

②愛媛県及び香川県との交流及びお遍路さんで栄えた池田町佐野の「吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致（池田町佐野）」

③伝統産業のタバコ産業で栄えた池田町及び井川町の伝統的な町並み周辺の「吉野川中流域に残る歴史的風致（池田町及び井川町）」

以上の３箇所内を重点区域に設定する。

祖谷川流域に広がる祖谷地方は、独自の文化によって形成された、代表的な山村集落の特徴を表す重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合（ひがしいややまむらおちあい）」と祖谷最古の山村民家である重要文化財（建造物）「木村家住宅」、人々の交流を盛んにし生活を支えてきた重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」を背景に伝統的な生業、技術、生活慣習が継承されている。祖谷地方の景観と人々の活動は、三好市固有の山村地域の風情を今に残す地域であることから、第１期計画に引き続き重点区域に設定する。

次に吉野川支流馬路川流域にある池田町佐野は、愛媛県及び香川県に接する地域であったため、交流人口が盛んであり香川県へ牛を貸し出す「借耕牛（かりこうし）」等も行われていた。また、佐野を通る伊予（いよ）街道は、四国霊場六十六番札所「雲辺寺（うんべんじ）」への史跡「阿波遍路道（へんろみち）（雲辺寺道）」としても利用され、お接待場（せったいば）としても栄えた地域である。歴史的建造物では、お遍路さんのお接待、酒造業で栄えた登録有形文化財「古本家住宅」が残されており、平行する旧伊予街道には、お遍路さんの姿が今も見られる。池田町佐野は、こうした風情が今も残る地域であることから、新しく重点区域に設定する。

最後に、吉野川中流域にあるタバコ産業で栄えた池田町と井川町の伝統的な町並み周辺は、重要文化財（建造物）「箸蔵寺（はしくらじ）本殿」他５棟や、タバコ産業の繁栄とともに形成された「うだつの町並み」等の歴史的建造物があり、その周辺では伝統的な生業である酒造業、民俗芸能の「たばこ踊り」や「阿波（あわ）踊り」が継承されており、三好市の歴史や代表的伝統産業の繁栄の歴史を物語る地域であることから、第１期計画に引き続き重点区域に設定する。

■重点区域の位置図

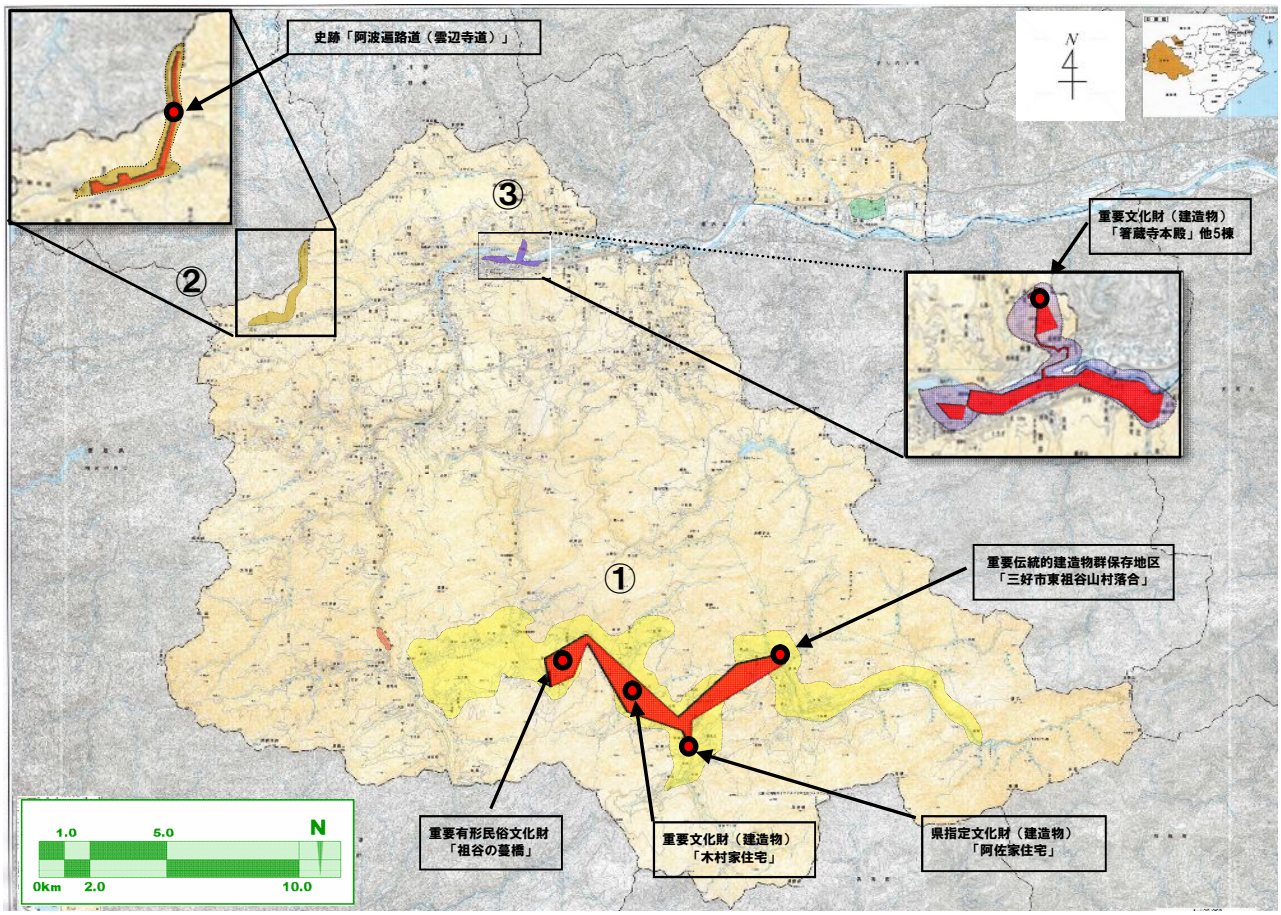

①吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」

②吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」

③吉野川中流域「池田町及び井川町地区」

３．重点区域の区域・名称・面積

①重点区域　：吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」

（面積：約１６２ｈａ）

重点区域は、図①に示すとおりである。

伝統技術による架け替えが行われる重要有形民俗文化財「祖谷の蔓橋（かずらばし）」や、民俗芸能の重要無形民俗文化財「西祖谷の神代（じんだい）踊」、伝統作物の栽培等の活動が行われる重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」及び重要文化財（建造物）「木村家住宅」等の歴史的建造物及びその周辺を基本とする。

詳細は、以下のとおり。

祖谷地区における重点区域は、重要有形無形文化財「西祖谷の神代踊」が行われる「天満宮」を始め西祖谷山村善徳（ぜんとく）集落と、蔓橋によって交流が行われていた今久保集落、閑定集落を含める。

そこから、重要文化財（建造物）「木村家住宅」の位置する釣井集落、県指定文化財（建造物）「阿佐家住宅」を囲み、重要伝統的建造物群保存地区である落合集落の対岸の中上集落及び隣接する栗枝渡集落を含みながら、一部展望できる大枝集落を包括した範囲を重点区域とする。

重点区域　：吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（面積：約１６２ｈａ（図①））

重点区域　吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」

：重点区域

：歴史的風致エリア

：山村集落エリア

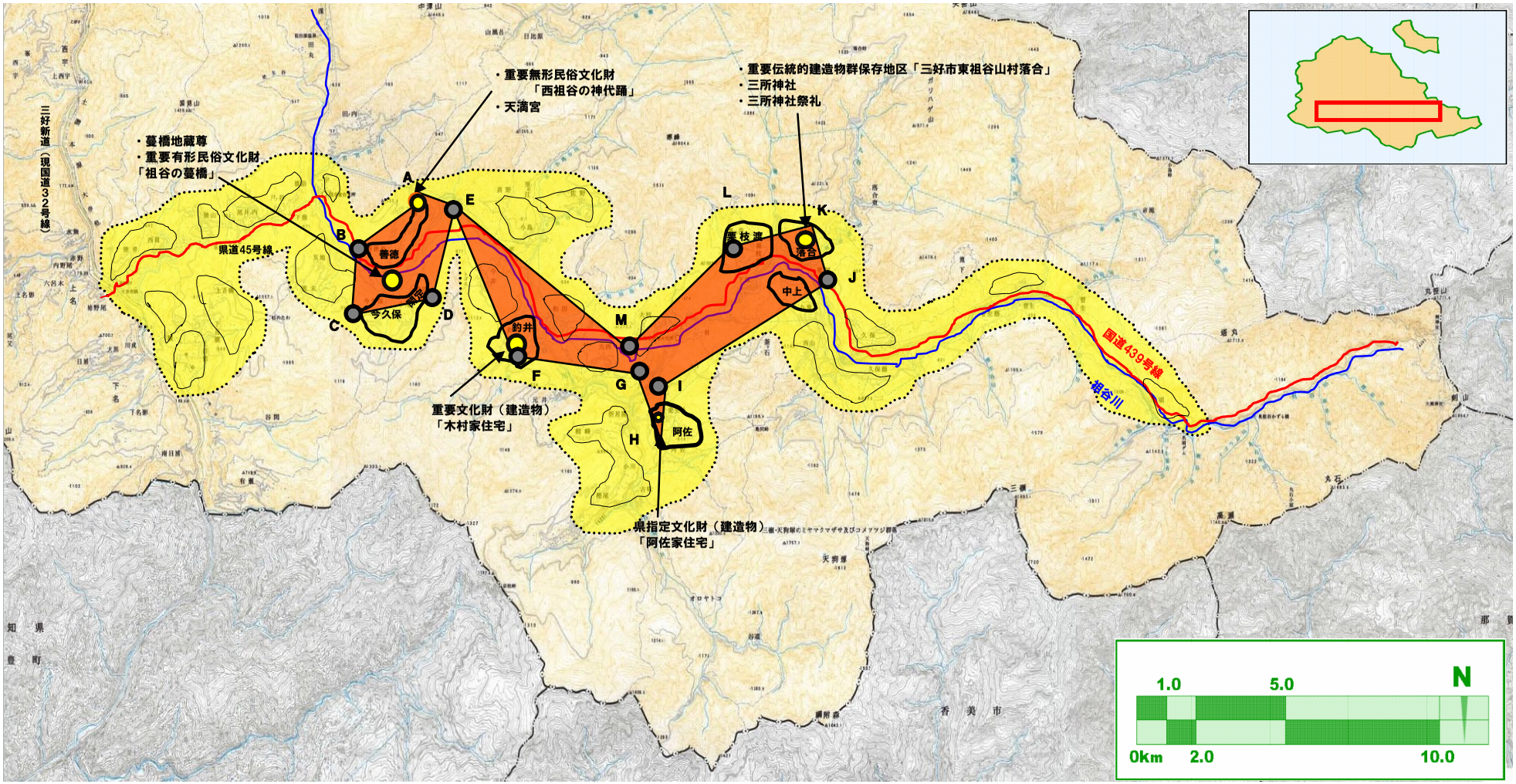

■重点区域詳細境界線

範　囲	説　　明
A～B	三角点※１０３２．６m（善徳集落）～三角点６３２．５m（善徳集落）
B～C	三角点６３２．５m（善徳集落）～三角点８１４．３m（今久保集落）
C～D	三角点８１４．３m（今久保集落）～三角点１１１２．５m（閑定集落）
D～E	三角点１１１２．５m（閑定集落）～三角点５１８．６m（平集落）
E～F	三角点５１８．６m（平集落）～三角点７２１m（釣井集落）
F～G	三角点７２１m（釣井集落）～新居屋橋
G～H	新居屋橋～県指定文化財（建造物）阿佐家住宅
H～I	県指定文化財（建造物）阿佐家住宅～三角点７５５．５（阿佐集落）
I～G	三角点７５５．５（阿佐集落）～新居屋橋
G～J	新居屋橋～三角点５６８．３m（落合）
J～K	三角点５６８．３m（落合集落）～重伝建保存地区「三好市東祖谷山村落合」
K～L	重伝建保存地区「三好市東祖谷山村落合」～三角点１００５．１（栗枝渡集落）
L～M	三角点１００５．１（栗枝渡集落）～三角点１０７２．３m（大枝集落）
M～E	三角点１０７２．３m（大枝集落）～三角点５１８．６m（平集落）
E～A	三角点５１８．６m（平集落）～三角点１０３２．６m（善徳集落）

※三角点：国土地理院より

②重点区域:吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」

（面積: 約１２ｈａ）

重点区域重点区域の位置については、図②に示すとおりである。

重点区域の範囲については、三好市の維持向上すべき歴史的風致における地域区分に応じ、以下のとおり範囲を決定する。

重点区域は、雲辺寺へのお遍路とお接待の活動が行われる史跡「阿波遍路道（雲辺寺道）」、登録有形文化財「古本家住宅」等の歴史的建造物及びその周辺を基本とする。

具体的な区域の境界は、古本家住宅と並行する旧伊予街道を始点に、佐野神社と周辺の町並みを囲み、雲辺寺遍路道入口（古本家住宅より０．７㎞）から、雲辺寺入り口までの遍路道とする。

重点区域　：吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致（面積：約１２ｈａ（図②））

重　点　区　域　吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」

：重点区域

：歴史的風致エリア

■重点区域詳細境界線

範　囲	説　　明
A～B	古本家住宅（敷地含）から佐野神社（境内地含）〔市道佐野線幅員１０m含〕
B～C	佐野神社（敷地内含）から遍路道入口〔市道佐野線幅員１０m含〕
C～D	遍路道入口から史跡「阿波遍路道（雲辺寺道）」〔雲辺寺入口まで〕
D～A	史跡「阿波遍路道（雲辺寺道）」から古本家住宅

③　重点区域:吉野川中流域「池田町及び井川町地区」

（面積：約３０ｈａ）

重点区域重点区域の位置については、図③に示すとおりである。

重点区域の範囲については、三好市の維持向上すべき歴史的風致における地域区分に応じ、以下のとおり範囲を決定する。

吉野川中流域「池田町及び井川町地区」の重点区域は、「たばこ踊り」と「阿波踊り」、伝統生業の酒造業等の活動が行われる、商家として栄えた町並みの人々の信仰が深った重要文化財（建造物）「箸蔵寺本殿」他５棟周辺とする。また、対岸に残る農村集落の一部（棚田）を含む範囲を重点区域とする。

■重点区域詳細境界線

範　囲	説　　明
A～B	書院橋から池田町マチ交差点
B～C	池田町マチ交差点から池田町サラダ交差点
C～D	池田町サラダ交差点から池田町シンマチ交差点
D～A	池田町シンマチ交差点から書院橋
A～E	書院橋から吉野川幅員２８０m地点
E～F	吉野川幅員２８０m地点から吉野川幅員１００m地点（四国中央橋）
F～G	吉野川幅員１００m地点（四国中央橋）から吉野川幅員２００m地点（三好大橋）
G～H	吉野川幅員２００m地点（三好大橋）から三好大橋交差点
H～I	三好大橋交差点から箸蔵寺登山駅（国道３２号線幅員１０m（L＝１．５km）含）
I～J	箸蔵寺登山駅から標高点※３３５m
J～K	標高点３３５mから箸蔵寺（境内地含）
K～I	箸蔵寺（境内地含）から箸蔵寺登山口駅
I～L	箸蔵寺登山口駅から三好大橋三角点８６．４m地点（国道３２号線幅員１０m（L＝１．６km）
L～M	三好大橋三角点８６．４m地点から美濃田大橋東みよし町境界
M～N	美濃田大橋東みよし町境界から今宮神社（境内地含）
N～O	今宮神社（境内地含）から関帯橋
O～P	関帯橋から辻高等学校交差点
P～Q	辻高等学校交差点から西井川橋
Q～R	西井川橋から出の上橋
R～S	出の上橋～池田町供養地交差点
S～A	池田町供養地交差点から書院橋

※標高点・三角点：国土地理院より

重点区域　：吉野川下流域に残る歴史的風致（面積：約３０ｈａ（図③））

重　点　区　域

吉野川中流域「池田町及び井川町地区」

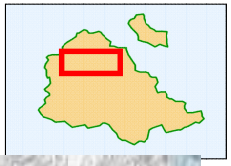

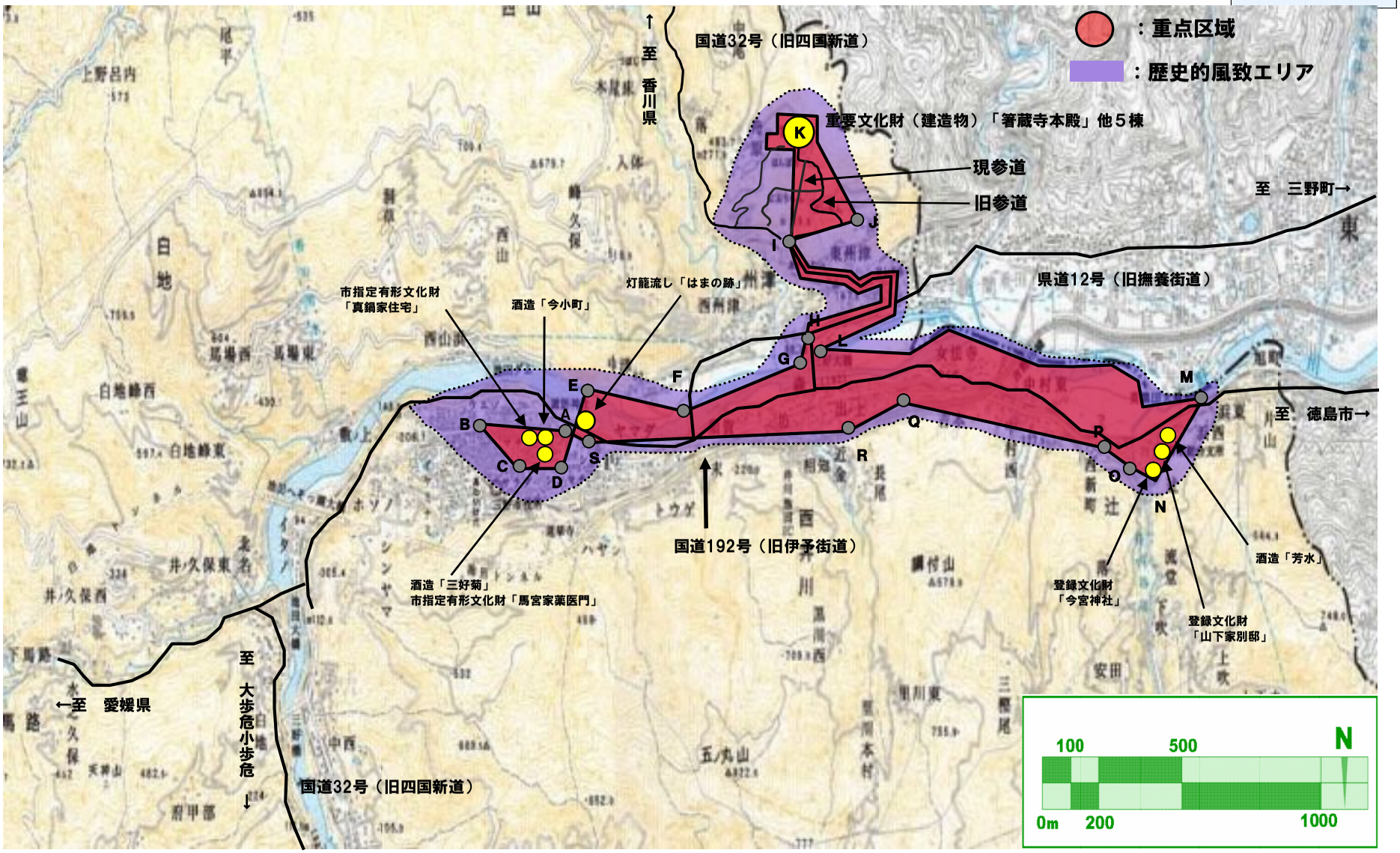

４．重点区域設定の根拠と歴史的風致維持向上の効果

本市は、近年の高齢化社会、後継者不足等の社会環境の変化により合併から約１０年間で１０，０００人以上の人口が減少した。これにより空き家の増加や良好な風致を形成する周辺の耕作地、林地の荒廃化が進み、活動の拠点となる歴史的建造物も老朽化が目立ち早急な修理保存が急がれる等歴史的景観の維持が危惧される状況である。

また、歴史的風致を継承するうえで重要な民俗芸能や茅葺き、蔓橋の架け替え技術等の担い手の育成確保も大きな課題となっている。

こうした中、特に多様な文化遺産が豊富に存在し、人々の活動がしっかり受け継がれた三好市固有の歴史的風致を色濃く残している祖谷地区、池田町佐野地区、池田町及び井川町地区を重点区域に設定し、歴史的環境形成総合支援事業、社会資本整備総合交付金事業や景観計画に基づく事業、文化財保存整備事業等の関連事業を重点的に実施することにより、地域固有の文化財や伝統芸能、伝統技術の保存と継承を図ることができる。

第１期計画では、それぞれの重点区域の核となる歴史的建造物を、各省庁の支援事業により整備を進めてきた。これにより、それぞれの重点区域の歴史文化に対して、市民意識の向上にも繋がった。また外国人観光客などの交流人口も増加し地域の活性化を図ることができた。

ひとつの歴史的風致を維持向上することによって、その効果が周辺の地域にも波及し、歴史と文化を活かしたまちづくりの認識を市域全体で高めることができる。これに伴い、地域間での共有理解が進むとともに、市民の郷土に対する愛着や誇りが高まり、市域全体における歴史的風致の維持向上につながる。こうして各地域の歴史的風致が維持向上することにより、更に多くの観光客を誘導することができ、地域の活性化等の効果が期待できる。

第２期計画では、第１期計画で重点区域に設定した祖谷地区・池田町及び井川町地区は、引き続き歴史的風致を維持向上するために重点区域に設定する。また新たな歴史文化遺産として掘り起こされた、池田町佐野地区を重点区域に設定することにより、更なる歴史的風致を核とした、まちづくりの推進が期待できる。

５．良好な景観の形成に関する施策との連携とこれまでの成果

①都市計画との連携

本計画における重点区域内に、吉野川中流域「池田町及び井川町」地区における池田町の町並みで都市計画区域（１６３４ha）の指定がされ、このうちの約２１０haで用途地域を定めている。都市計画区域及び用途地域の指定状況は下図に示すとおりである。

用途地域の指定は、多くの範囲で第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域となっており、住環境に配慮した指定を行っている。

今後も景観計画に定める高さ規制と整合した都市計画高度地区を検討し、町並みの景観を保護していく。

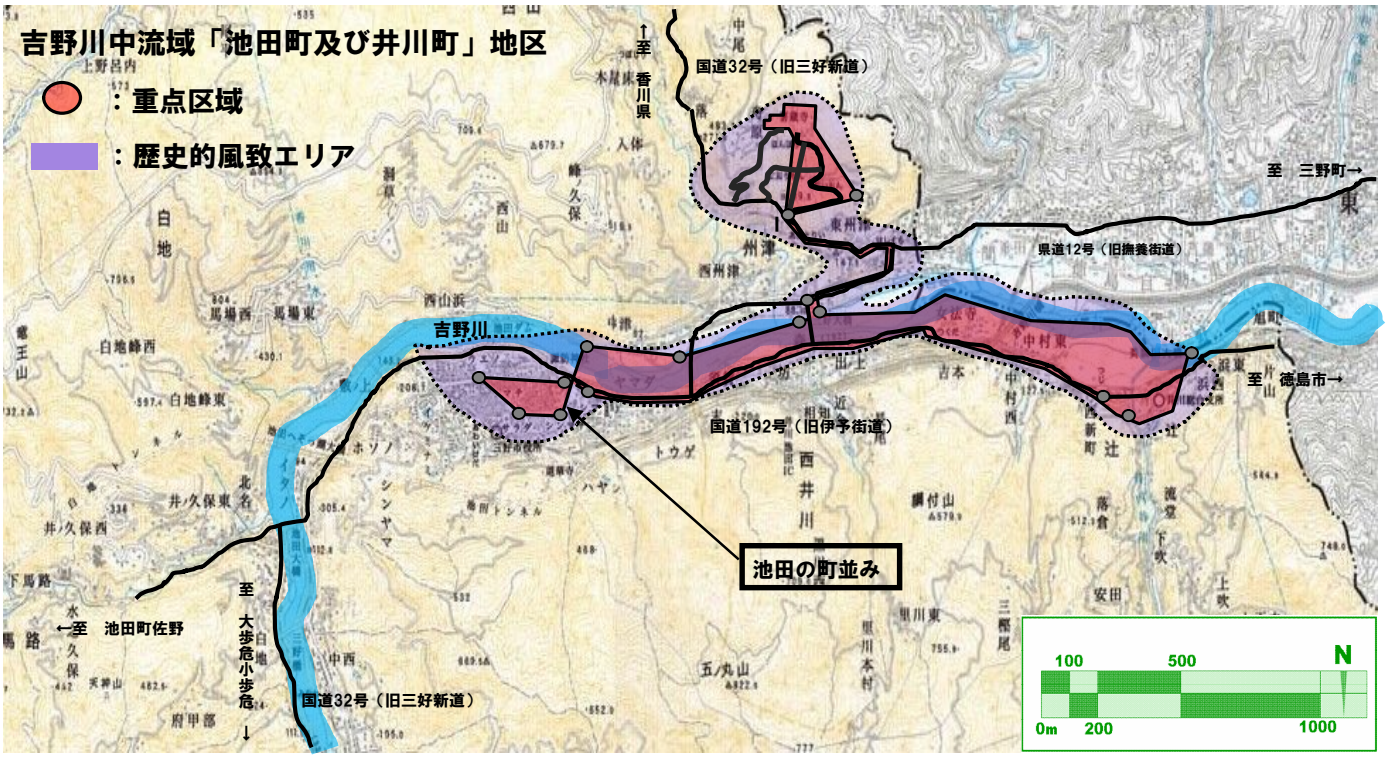

■重点区域内の都市計画区域

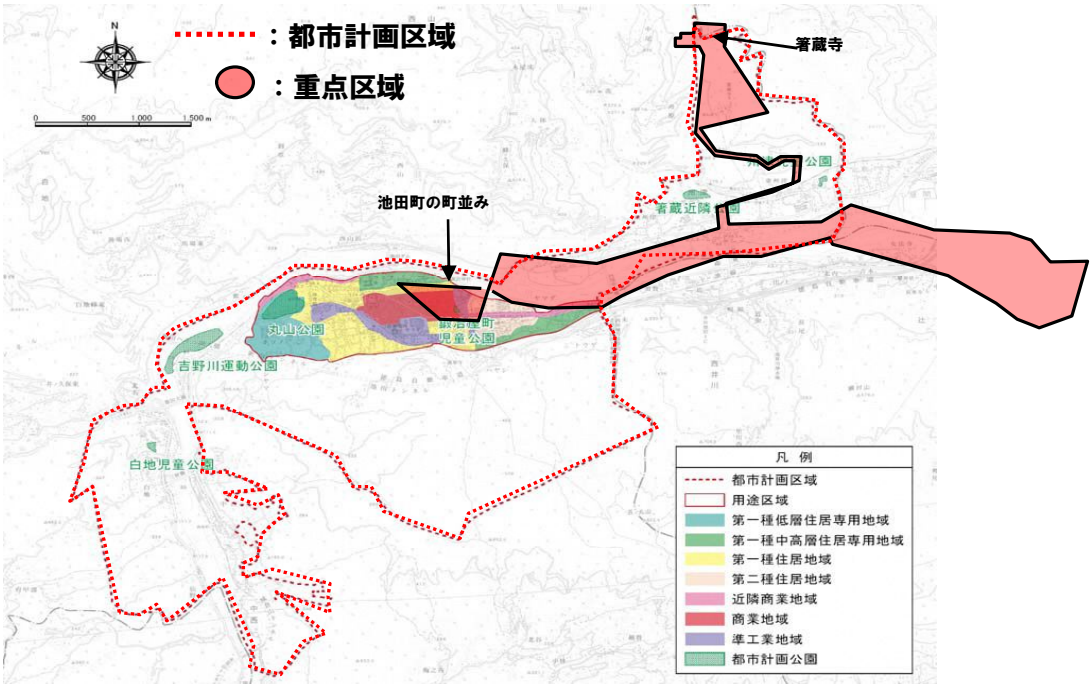

②景観計画の活用

本市では、市内における良好な景観の形成を促進し、美しく風格ある町並みの形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等の実現を図るため、平成２３年３月には「三好市景観計画」を策定し、７年前の平成２４年４月に「三好市景観条例」を施行した。

三好市景観計画では、都市再生整備計画、三好市観光基本計画、三好市歴史的風致維持向上計画と連携させながら景観の観点から総合的なまちづくりの推進のため景観区域を定めることにしており、「自然景観の保全」「身近な景観の整備」「景観を阻害する要因の排除」「景観を支える社会と活動の育成」「景観を慈しむ意識の醸成」を基本方針として、区域における行為の制限や誘導を図ることとする。

三好市歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域については、「吉野川支流祖谷川流域『祖谷地区』」は『歴史的風致ゾーンⅠ』に、「吉野川支流馬路川流域『池田町佐野地区』は『自然景観ゾーン』に、「吉野川中流域『池田町及び井川町地区』」は池田町の町並みや箸蔵寺で『市街地景観ゾーン』と『歴史的風致ゾーンⅡ』、井川町地区周辺は『集落景観ゾーン』として位置づけを図っている（Ｐ１４８参照）。特に歴史的風致ゾーンにおいては、斜面地の集落やうだつの町並みの景観の継承を図るため地区内の建築物、工作物の建築や色彩の配慮、周囲の農地等の景観保全、周囲の景観に調和した案内板、展望スポットの整備等を方針に据え、良好な景観形成のため行為の内容や形態、意匠、色彩、屋外広告物等に係る景観形成基準を定めるとともに景観保全に向けた整備を図ることとする。特に屋外広告物の無秩序な乱立は、周囲の町並みやその背景の自然的景観を阻害してしまう恐れがあるため、行為の制限については「徳島県屋外広告物条例」を適用し、景観重要建造物及び景観重要樹木への設置を原則禁止としている。

こうした景観の形成に関する施策によって、１期計画では、「祖谷川流域『祖谷地区』」において重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」では市単独事業で、トタン屋根の色統一による屋根塗り替えを行い、山村集落の景観保全が図られた。また、個人所有の古民家では、景観保全のため古色を使用した改修するなど、市民意識の向上に成果が得られた。

第２期でも、引き続き景観の形成に関する施策を行うとともに、第１期での事例報告を行うなどのワークショップにより、市民意識の向上に繋がるよう努める。

■塗り替え前

■塗り替え後

■重要伝統的建造物群保存地区「東祖谷山村落合」における屋根の色統一化による景観整備